

# 令和7年度 監査実施方針及び監査年間計画

## 1 監査実施方針

令和7年度の監査実施方針は、次のとおりとする。

### (1) 国の動向

#### ① 地方財政並びに行財政改革等に係る動向

国は「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、社会課題への対応を通じた賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現を目指すとし、持続的・構造的賃上げの実現に向け、官民が連携して戦略的な投資に取り組むとしている。

地方行財政基盤の強化について、人口減少や少子高齢化が急速に進行する中でも、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせるとともに、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、地方公共団体が人手不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要であるとしている。このため、地域における人への投資、DX・GXの推進や地方への人の流れの強化等による地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組むとともに、地方独自の防災・減災の取組等の強化、及び地方公共団体の枠を越えた広域的な行政サービスの提供やAI・RPA等のデジタル技術の徹底実装による自治体DXの推進等を通じた住民の利便性向上と行財政効率化の両立を実現し、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化している。

また、「令和7年度地方財政計画のポイント」（令和7年2月総務省自治財政局）によると、一般財源総額について、いわゆる「103万の壁」に係る令和7年度の地方交付税の減収影響を含めても、交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円、地方交付税総額を前年度を0.3兆円上回る19兆円を確保している。なお、臨時財政対策債は平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額ゼロとなる。

### (2) 本市の状況

#### ① 財政等の状況

令和5年度一般会計の決算額は、前年度決算に比べ、歳入が6億9,698万円減の199億3,826万円、歳出が4億8,042万円減の186億3,609万円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は10億3,208万円の黒字となっている。ただし、決算統計における普通会計の決算分析の財政指標では、財政の弾力性を判断する経常収支比率は92.0（前年度91.1%）、財政の硬直化を判断する実質公債費比率は8.9%（前年度8.8%）、財政力を判断する財政力指数は0.38（前年度と同じ）となっている。今後の財政

運営については、高齢化による社会保障関係経費の増加や老朽化が進行する公共施設の維持費用の増加が見込まれ、扶助費、公債費、物件費などに充当する経常一般財源の負担が増えるため、経常収支比率は悪化していく傾向にあり、厳しい財政状況が続くことが予想される。

こうした中、令和7年度の当初予算見直しにおいて、市税では人口減少の影響を受けつつも、米価格の上昇や企業収益の動向を考慮し、増額と見込んでいる。地方交付税についても国の動向を踏まえ、増額が見込まれている。しかしながら、歳出に関しては、価格高騰の影響による物件費や人件費の増加に加え、新庁舎建設、ふれあいセンター改修、子育て支援センター建設、文化会館の改修などの大規模な建設事業が進行するため、多額の財政調整基金の繰入で対応している状況となっている。既存事業の見直しを含めた非効率的な支出の改善により一層取り組むことにより、経常経費を削減することが必要となる。

令和7年度は「第2次伊佐市総合振興計画」の3年目に当たるため、計画の各分野に掲げた施策の展開を引き続き進めるとともに、本市が持続可能な行政運営を行っていくうえで、限られた財源を最適配分していく必要があることから、国における経済財政運営の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、適時適切に対応していく必要があるとしている。

## ② 内部統制の状況

内部統制体制の整備については、本市では現在のところ、方針の策定は義務づけられていない。

各課等の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理、一般行政事務の執行状況を見ると、課長等が財務事務執行等を総括することとされており、執行伺いや支出負担行為書、起案書などを決裁する行為により内部統制されていると考える。

一方、各課等には庶務担当者が配置され、年度当初に会計課・財政課による庶務担当者説明会が開催され、会計事務、財務事務、契約事務等の研修が行われている。これらの研修を受け事務の適正な執行の確保に努めており、既に一定の内部統制が存在すると思われる。

監査委員及び補佐する事務局は、これらのルールに即して業務が行われているか情報を収集し、内部統制の整備状況及び運用状況を検討することが必要であると考ええる。

### ◎内部統制体制とは・・・

\* 地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制。

\* 平成29年地方自治法改正により、都道府県及び指定都市において、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務付けられたが、その他の市町村は努力義務とされている。

\* 内部統制に関する方針を策定し内部統制体制を整備し運用した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査を受け、議会に提出

せねばならない。

### ③ 施政方針

令和7年度の施政方針では6つの重点施策を掲げている。1点目は「笑顔で創る明るいまち」、2点目は「安心して子育てができるまち」、3点目は「郷土を愛し、豊かな心を育むまち」、4点目は「ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち」、5点目は「活力ある産業と賑わいのあるまち」、6点目は「安全、安心な住みよいまち」である。これらは、監査等を実施する際の重点項目となると考える。

### ④ 議会の動向

令和5年度一般会計決算の予算決算委員会の審査報告では、給食センターの民営化や民生委員の空白地帯、市営住宅の空き家解消策などについて意見が出された。

また、水道事業会計決算審査では人口減少に伴う有収水量の減少に対する料金改定の時期、農業集落排水会計事業決算審査では管路の老朽化に伴う今後の計画、国民健康保険特別会計事業決算審査では医療費で費用の高い病気と特定健診（個別検診）の受診率、後期高齢者医療特別会計決算審査では高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業のハイリスクアプローチ対象者への対応、介護保険事業特別会計決算審査では高齢者生活支援サービス費の見守り活動件数などについて質疑が行われた。

## (3) 監査等の方向性及び重点項目

上記の国の動向や本市の状況等を踏まえ、監査等の方向性及び重点項目を次のとおり定める。

### ① 監査等の方向性

監査等の対象に係るリスクを識別し、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況及び内部統制の整備・運用状況をもとにリスクの内容及び程度を検討し、効果的な監査等を効率的に実施することを基本にその方向性を次のとおり定める。

ア 内部統制の整備・運用状況に対する監視の役割を意識しつつ、監査等を実施する。

イ 監査等は、合規性、有効性、効率性、経済性、正確性等の観点から、違法又は不当の指摘にとどまらず、指導を意識して実施する。

ウ 監査等において問題が発見された場合は、原因の究明に努めることとし、その原因の所在に応じ、制度そのものの見直しやチェック体制の改善などを求める。

エ 伊佐市監査基準に基づき監査等を実施した結果、導き出される指摘、意見及び勧告等の監査報告等で是正や改善等を求めた事項は、措置が講じられるまでフォローアップを継続し、市長等に対して責任を持った対応を求める。

オ 監査等の結果は、全庁に周知し自主的な改善を促すとともに、市民にわか

りやすく情報提供を行う。

② 重点項目

以下の事案等について重点的に監査等を行うこととする。なお、必要に応じ、監査等の種類ごとに定める実施計画において、監査等に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、個別の重点項目を定める。

ア 違法若しくは不当な事案又は改善を要する事案で、金額的影響度の高いものや公務への信頼性等の質的影響度が高いもの。

イ 新規事業、予算が重点的に配分された事業、外部に委託された事業及び情報システム等の導入により事務手続が大きく変更となった事業。

ウ 本市の過去の監査等で問題となった事案や他の公共団体で問題となった事案、マスメディアで報道されるなど市民の関心が高い事案。

エ 監査報告等において是正や改善等を求めた事項で、措置が講じられないで放置されている事案。

オ 各種契約や補助金支出の財務事務に関し、根拠法令等に即した事務が遂行されているかを主眼とし、併せて職員の習熟度にも着目する。

## 2 監査年間計画

令和7年度の監査年間計画は、次のとおりとする。

### (1) 監査等の種類及び対象

令和7年度の監査等の種類並びに監査等の種類ごとの方針と対象は次のとおりとする。

#### ① 定期監査

市が執行する財務に関する事務及び市が経営する事業の管理並びにその他の事務の執行について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

監査の対象は、議会事務局、市長部局（会計課を含む）、水道事業部局、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、農業委員会）の各課等が実施した事務事業とし、4月から8月、9月から翌年2月に分けて監査を実施する。

4月から8月に実施する課等は前年度の事務事業を、9月から翌年2月に実施する課等は現年度の事務事業を対象とする。

#### ② 財政援助団体・指定管理者監査

市が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等を出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、また当該団体に対する財政的援助等に係る事務について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

監査の対象は、(1)①に掲げる部局等が令和6年度に行った財政的援助等のうち、実績等を勘案して団体を選定し、当該団体の財政的援助等に係る出納その他の事務及び当該団体に対する財政的援助等に係る事務を対象とする。

なお、必要がある場合は、他の年度に実施した事務も対象とする。

#### ③ 一般・特別会計歳入歳出決算審査

市長から審査に付された令和6年度一般・特別会計歳入歳出決算、証書類及び政令で定める書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

#### ⑤ 公営企業会計決算審査

市長から審査に付された令和6年度公営企業会計歳入歳出決算、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定める書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

⑥ 基金運用状況審査

市長から審査に付された令和6年度の定額の資金を運用するための基金の運用状況報告書の計数が正確で、条例等で規定する運用やその目的に沿って適正かつ効率的に行われているか審査する。

⑦ 健全化判断比率等審査

市長から審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

⑧ 例月現金出納検査

会計管理者並びに水道事業及び農業集落排水事業の管理者の権限を行う市長が管理する現金の出納事務について、毎月例日を定め、正確に行われているか検査する。

⑧ その他の監査

上記に掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求もしくは要求があった時又は監査委員が必要と認める時は、法令に基づく監査を実施する。

(2) 監査等の実施予定時期

各監査等の実施予定時期は、別表「令和7年度 監査実施計画表」のとおりとする。

(3) 監査等の品質管理

① 方針

監査委員は、本計画に基づく監査等が、伊佐市監査基準、令和7年度監査実施方針及び監査年間計画、令和7年度監査実施計画に基づき適切に実施されているかを評価し管理する。

② 手続

令和8年3月の監査委員会議において確認及び評価を行う。併せて令和8年度の実施方針及び年間計画の策定に係る検討を行う際、同時点までに実施した監査等を対象に確認及び評価を行うこととする。

(4) 監査等の実施体制

監査委員2人で監査等を実施し、事務局長以下職員2人が補助する。

別表 1

## 令和7年度 監査実施計画表

監査委員事務局

区分	実施月																									
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3														
定期監査 例月（地方自治法第199条第4項）	監査委員事務局(下)	総務課(下)	企画政策課(下)	税務課(下)	保健課(下)	長寿介護課(下)	建設課(下)	都市整備課(下)	農政課(下)	林務耕地課(上)	市民課(上)	地域総務課(下)	農業委員会事務局(下)	福祉課(上)	幼稚園・小中学校(下)	都市整備課(農集・中)	水道課(上半期・中)	地域振興課(上)	環境政策課(上)	学校給食センター(上)	文化スポーツ課(上)	教育総務課(中)	学校教育課(下)	社会教育課(図書館含む)	子ども課(上)	
	前年度分の実績を対象						現年度前々月までの実績を対象																			
補助団体等に対する監査 (地方自治法第199条第7項)									補助団体・ 指定管理者(中)																	
例月出納検査 (地方自治法第235条の2第1項)	毎月20～25日（伊佐市監査委員条例第6条第1項の規定による）																									
決算審査 (地方自治法第233条第2項) (地方自治法第241条第5項) (財政健全化法第3条、第22条) (公企法第30条第2項)	大口地方卸 売市場管理 組合決算(5 月)		水道事業会 計・集落排水 事業会計決算 (6月上)		一般会計・特別会計 基金の運用状況 財政健全化判断比 率 資金不足比率 (7月中)																					
監査委員会議																				監査委員会議						
【一部事務組合】 ・伊佐北始良火葬場管理組合 ・伊佐湧水消防組合 ・伊佐湧水環境管理組合					決算審査 出納検査 (未来館のみ) (7月上)				決算審査 出納検査 (未来館除く) (10月上)								定期監査 出納検査 (全組合) (2月中)									

※(上)、(中)、(下)は上旬、中旬、下旬を表す。